

新温泉町人権啓発推進条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 80 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、町及び町民が共に力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てる町づくりの実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第 2 条 町は、人権尊重の理念に基づき、人間性を豊かにする人権教育及び啓発活動を推進し、人権意識の醸成及び高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第 3 条 町民は、お互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重の町づくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする。

(人権啓発推進委員会の設置)

第 4 条 第 1 条の目的を達成するため、人権啓発推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、町長の諮問に応じ、「新温泉町人権啓発方針」に関する総合的事項を審議する。

3 委員会は、総合的な人権啓発施策の推進に関し、町長に意見を述べることができる。

4 委員会は、目的を達成するために、広く町民の意見を聴くことができる。

(委員会の組織等)

第 5 条 委員会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 人権擁護委員

(2) 町議会議員

(3) 町内学校長

(4) 町内各種団体役員

(5) 識見を有する者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。また、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席で成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(所管事務)

第 7 条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。